

議第 171 号 公の施設の指定管理者の指定について

1 趣旨

呉市介護予防センター（蒲刈介護予防センター）の指定管理者を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、あらかじめ呉市議会の議決を経て、指定しようとするものです。

2 公の施設の概要

呉市介護予防センター（全 3 施設）のうちの 1 施設を対象とするものです。

施設名	蒲刈介護予防センター		
施設所在地	呉市蒲刈町大浦字宮田新開 5 1 0 9 番地 2		
設置年月日	平成 16 年 3 月 31 日		
設置目的	高齢者及び障害者の介護予防のための事業を実施し、もって市民の福祉の増進をするための施設として設置する。		
設置条例	呉市介護予防センター条例		
施設規模等	敷地面積	717.47 m ²	
	延べ面積	273.18 m ²	
	構造・階数	木造，平屋建て	
	主要施設	研修室，機能訓練室，生活指導室，事務室	
利用状況	利用者数	平成 28 年度	488 人
		平成 29 年度	613 人
		平成 30 年度	1,022 人
指定管理業務に係る主要な決算の状況	平成 30 年度		
	【呉市分】		
	歳入	0 千円	
	歳出	903 千円	
	指定管理料	0 千円	
	需用費（光熱水費）	389 千円	
	需用費（修繕料）	514 千円	
	【指定管理者分】		
	収入	0 千円	
	支出	0 千円	
	※指定管理者の収支決算詳細については、別添「指定管理業務収支状況報告書」（参考資料 1）を参照		
指定管理実績	平成 18 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日	社会福祉法人呉市社会福祉協議会	
	平成 22 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	社会福祉法人呉市社会福祉協議会	

3 指定管理者の業務の範囲

- (1) 施設の維持及び管理に関する業務
- (2) 次に掲げる事業に関する業務
 - ア 高齢者等の介護予防に関する事業
 - イ 高齢者等の趣味活動及び生きがい活動に関する事業
- (3) 施設の利用の許可に関する業務
- (4) 上記の業務に付随する業務

4 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

5 団体（候補者）の概要

団体名	蒲刈地区社会福祉協議会
団体所在地	呉市蒲刈町宮盛1番地2
代表者氏名	会長 平尾 俊正
設立目的	蒲刈地区における住民の福祉増進を図り、明るく住みよい、健全な地域社会をつくることを目的とする。
役員	会長 平尾 俊正 副会長 谷村 浄 木村 誠三 梶本 幸治 会計 鎌田 等子 監査 田中 みわ子 藤本 光昭
決算	平成30年度 収入 2,794千円 支出 2,794千円

6 団体（候補者）から提出された事業計画等の概要

管理運営上の基本方針	高齢者等の介護予防並びに趣味の活動及び生きがい活動の拠点として有効に活用されるように管理運営をする。
管理運営体制	施設管理責任者として管理人を配置するほか、管理運営委員会を設置して利用者の視点に立った管理運営を行う。
施設の維持管理	防火、盗難予防等の管理に万全を期するとともに、維持修繕を適切に行う。
利用促進の取組	地元各団体の広報誌・回覧板への掲載を働き掛けることで、認知度の向上を図るとともに、「ふれあいサロン」の場、地域団体の活動拠点として、利用者のニーズに沿った利用促進に努める。
経費削減の取組	日常から小さな無駄の節約を積み重ねることにより経費を削減し、利用者の協力を得ながら光熱水費の縮減に努める。

7 団体（候補者）から提出された期間中の収支計画

別添「指定管理業務収支計画書」（参考資料2）のとおり

8 選定の理由

当該施設は、地域高齢者等の介護予防のための事業を実施することなどを目的とする施設であり、地域において各種福祉事業を実施し、地域の実態を把握している蒲刈地区社会福祉協議会が管理運営をすることが効果的であるため、公募を行わず同協議会を指定管理者の候補者として選定したものです。